

第 17 回臨時委員会会議録

- 教 育 長) 開会宣言
- 教 育 長) 会議成立の宣言
- 教 育 長) 会議録署名委員の指名 (松本委員)
- 教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 22 号議案「芦屋市学校教育審議会委員の委嘱又は任命及び諮問について」を議題とします。提案説明を求めます。
- 管 理 課 長) <議案資料に基づき概略説明>
- 教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
- 小 石 委 員) この市民公募の方は、レポートか何か書かれたのですか。こういう場合はどのようなテーマを出されるものなのですか。
- 管 理 課 長) テーマは「私が考える幼稚園教育について」です。
- 小 石 委 員) 応募は何人いらっしゃったのですか。
- 管 理 課 長) 4 名です。
- 小 石 委 員) 特に何か、そういうお仕事をされていたということはないのですか。
- 管 理 課 長) 特段、そのような記載はございませんでした。
- 浅 井 委 員) 学校教育審議会委員の中で今、幼稚園のお子さんがいらっしゃるメンバーの方はおられるのでしょうか。
- 管 理 課 長) 幼稚園ということですと、P T A 協議会の代表の方だけだと思います。あとは学校の先生や、子育てをすでに終えた方かと。
- 浅 井 委 員) この方は、幼稚園の代表の方ですか。
- 管 理 部 長) P T A 協議会の幼稚園部会の代表です。

浅井委員) 承知しました。

教育長) 今まで幼稚園のことにつきましては、そのあり方について懇話会で議論しました。だんだん子どもたちが減少し、社会変化の中で保育所のニーズが非常に高まっています。そのような背景もあり、幼稚園施設の有効活用が図れないかという話になりました。浜風幼稚園は園児数が減ってきたことと同時に、地域の子どもたちがともに育める新しい型の認定こども園をそこに迎え入れるということが相まって、次へのステップになりました。

現在は浜風幼稚園を除いて8幼稚園です。従来教育委員会は、単学級が複数年続くとその園の存廃にかかわることを議論しましょうと言ってきました。それはそもそも、その地域の子どもたちへの幼稚園の質の担保、単学級での弊害と園経営についての両面から、そういう判断をしてきました。

では今はどうなのかというと、就学前教育の場として幼稚園があり保育所があり、またその他があるわけです。そういう場をどういう形で保証していったらいいのだろうかという観点も、今回の議論の中で当然出てくるものと認識しております。

小石委員) 当然そういう意味では、認定こども園をどうするかということもあわせて、何か回答が出てくるということでしょうか。

管理部長) 審議の流れは私どもも明確には読み取れていないのですが、あくまでも諮問の内容は、芦屋市立幼稚園についてです。特に資料8ページの市全体の状況を見たときに、公立幼稚園の8園体制が適切であるかどうかは1つ大きな諮問の柱立てです。あとは議論の中で、仮にその8園が6園ないし5園になった場合

には、その後どうするのかも議論の中には出てくると思われます。それをどのような形で答申に反映していただくかは、それこそ審議の中で決まっていくと思います。

小石委員) それは流れに任せるといいますか。

管理部長) そうですね、どこまでの答申をいただくかということになるのですが。もちろん、我々の案としては、公立幼稚園が仮に統廃合になった後は、認定こども園を誘致していきたいという思いはございます。

小石委員) 適正な配置、それが何園かという数的な意味だけであれば、それは数は出るでしょう。しかし大概こういうものは、通う距離や地域の問題などが必ず出てきますよね。そういったものとのバランスの中で、考えざるを得ないだろうと思うのですが。

管理部長) そうですね、配置の面でもそうです。

小石委員) 配置の面で言うと、ここだと遠くなる等の問題が出てきますよね。そこに何か次の展開のようなものが含まれてないと、ここで結論を出すのは、審議会として幼稚園の数だけの問題で答申を求めるのはしんどくないですか。

管理部長) そうですね、それは近隣他市も全く同じ動きをしています。近隣他市の答申書などを拝見いたしますと、まず1つは数です。数が仮に答申いただければ、どこを統廃合するのかということになります。審議会の中でこの園にするという特定はなかなかできていないので、どこにするかを教育委員会内部で考える道筋までの答申はできればいただきたいと思っています。

例えば、今後統廃合の園を選定するときには、その圏域ごとのキャパシティーとアクセシビリティと言いますか、いわゆる

る通園の問題。そういうものも十分考慮した中で、適切な園を選定してほしいというような、そういう考える筋道を具体的に示していただけるような答申はいただきたいと思っています。

小石委員) もしも数だけの問題であれば、教育委員会で何園と言うのがしんどいから審議会で言ってくださいという形だけのものになってしまいますよね。

どこまでのことを求めるのか、適正な数が何園かということだけを求めているのだとすると、審議会のメンバーで、そんなに考えることがあるのかなと思います。

管理部長) 適正な数、適正配置とありますので、それを考えるための道筋をいただきたいと思っています。

小石委員) しかし、場所は教育委員会内部で、後で決めようというわけでしょう。

管理部長) それはそうです。

小石委員) そうすると、単に数だけの問題になるではないですか。

管理部長) そうですね。

小石委員) この審議会は、それだけを求めているのですか。

管理部長) 例えば今8園ですが、それを5園が妥当だという話になったとします。でもそれをいきなり5園にするのではなくて、時系列的に、朝日ヶ丘でしたら近隣にマンションが建つとか、そういう状況も考慮した上で選定すべきである等。そういう統廃合に向けての、いろいろな考える論点というか道筋というか、そういったものもお示しいただけたらと思っています。

遠い将来、今回例えば8園が6園になったとします。でもこれもまた、認定こども園もどんどん出てくる中で、少子化でい

くといつまでも6園でいいのかという問題も出てきます。そういう状況になったときに考える1つの目安と言いますか、そういったものも提言というか、答申いただけたらという思いもあります。

教 育 長) 小石先生が心配されているのは、余りにも漠然としたことだけを出してしまって、次のステップはどうかということですね。

我々教育委員会は、浜風幼稚園のときにも言ってきましたように、単学級が続いたら、という1つのオーソライズしたものを持っております。それをもう一度ここで再確認するとともに、現状での適正規模を決めた場合、次のステップになります。

そうしたとき、廃園になることに対して、市民に理解していただくための1つの物差し的なことを期待します。

ですから、廃園になったところがなぜうちが廃園になるのかということに対する説明の根拠です。教育委員会も今まで持っていたわけですが、今までは山手幼稚園の廃園や浜風幼稚園の廃園という1つの園だけをしてきたものだから、その用途に対してのみの議論でした。しかし今回は、8幼稚園がそのままでもいいのだろうかとなってきたわけですね。教育委員会事務局が次のステップに移るときに、そういうものをここで示していただきたい。そこは事務局として十分に最初の段階で、委員の皆さんにお話をしておかないと、ボタンのかけ違いがおこるかもしれません。その辺が小石委員のご指摘なのかなと私は受けとめております。

小 石 委 員) 広い意味では、今後の就学前教育のあり方をきちんと踏ま

えて、芦屋の幼稚園像を考えてほしいという、その前提がとてでも大事だと思います。それには当然、こども園の問題等、就学前の子どもたちの教育のあり方、芦屋市のあり方をきちんと踏まえながら考えていただくことになりますね。そうすると、もう少し中身が広がってくる感じがするのですが。

管理部長) 第1回の審議会でも、こども・健康部に、平成27年3月末に策定した芦屋市の子ども・子育て支援事業計画の考え方をご説明いただこうと思っています。あの計画抜きでは考えられないので。

小石委員) そうですね。

浅井委員) 大きくは小石委員と同じ考えです。今までは個別の事象に対して細かく検討をしてきたのですが、それぞれの理論の立て方というのが、園によって違ってることがありますよね。それでつじつまが合わなくなってしまって、芦屋市の大きな方向性が見えにくくなる場合があると思います。それを避けるためにも、今回適正規模と適正配置ということで全体に目線を広げてということだと思いますし、それは必要なことだと思います。

そこで、小石委員のおっしゃるように、幼稚園を考えるときには、どうしてもこども園や保育園のことも同時に考えなければいけないと思います。この諮問は芦屋市立の幼稚園のとなっ
ていますので、これはこれとして、並行した形で、もう少し広く就学前教育のあり方について、事務局が子育て世代の保護者の方などに積極的に意見を聞いていく必要があるのではないかと
思っています。

松本委員) 諮問するのですから、こういう聞き方でしたら、やはり芦

屋の幼稚園教育は優れているので、人数が少なくても今の規模のままがいいのではないかという話になる可能性もあるということですね。

管理部長) 附属機関に諮問するという事は、その可能性はゼロではありません。

松本委員) そうですよ。個別の園のときはまた話が違うとはいえ、この諮問だと、芦屋の幼稚園のことだけに限定されています。幼稚園だけのことを考えるなら、優れているからもうこのまま残そうとなってもおかしくないなという気はします。話の中には出るのですが、やはりほかとの兼ね合いを考えなければいけません。

人数が少なくなってきたから減らさないといけないという考え方もあります。

ですから、諮問の中の文言に、就学前教育全体のあり方を考えてほしいということを入れないと、幼稚園だけになりそうな気がします。やはり浜風幼稚園のことが頭にあるので、市民の皆さんが芦屋の幼稚園教育はいいのだと評価してくださって、芦屋市の財政を考えるのではなくて、大事な教育環境を守れるのならこのままでいてくださいとなってもおかしくないと思います。

ほかのことを何も考えなかったら、それでもいいかもしれないですよ。そこには評価されている教育があって、それを選ぶ人が少なくなっているとはいえ、先生方もすごく頑張ってくださいしていますし、行っている人は満足しています。しかし、市全体で考えなければいけないから、これが必要なのですよね。

管 理 部 長) 幼児教育に、限りある財源をどう有効的に使うかは学教審の中でもご審議いただいたらいいと思います。就学前教育全体のことは、現在、子ども・子育て会議が立ち上がってしまして、幼稚園の代表も保育所の代表も全部入ったその会議の中で、子ども・子育て支援事業計画が策定されました。これがまさに就学前教育のあり方も含めたものです。これで5年間やっていきましょうということが定まって、子ども・子育て会議は、計画を立てた後も継続されています。ということなので、この学校教育審議会というのは、あくまでも、教育委員会が学校教育施設などについて重要な事項を決めるときには学教審に諮問しなければならないという条例に基づいて諮問しているわけです。ですから就学前教育全体というのは、子ども・子育て会議という土俵がきちんとあって、そこで議論はされているわけです。

もう1つが資料の8ページです。この資料が全体をあらわしているなど私は思います。これは幼稚園と保育所ですが、保育所は定員に対して入所が、100%を超えて、ずっと来ています。要は、保育所はいっぱいいっぱいです。

26、27年度が100%を切っているのは、これは5月1日時点ですので、4月1日に民間の保育所ができたときに、すぐにいっぱいにならないというだけで、時間が経てばそこも満杯になっていきます。0歳から2歳が多いのですが、今は待機児童が230人います。

保育所がこのような状況であるのに対し、幼稚園を見ると定員充足率50%前後の数字でずっと来ています。これで、幼稚園施設の効率的な施設運営と言えるのか、そういう観点からも、

このままでいいのだろうかという視点でご審議いただくことは、学教審の中でもあっていいと思います。そこは市全体の教育施設の効率的な活用という面でも、こういうことも参考に審議していただくことが必要ではないかと思います。

私が申し上げたかったのは、あくまでも子ども・子育て会議が現在も行われていますので、就学前教育のあり方全体はそちらでも議論はされているということです。

松本委員) 役割が別だということですね。

管理部長) 役割は別だと思っています。

小石委員) しかし、そこでの基本的な理念は反映されないと、全く別というわけにはいかないと思います。

管理部長) 全く別にはならないと思いますので、理念というのは引き継いで、第1回で芦屋市は今そういう考えでということは、ご説明しようと思います。

小石委員) どういう理念でこういう話になって、そしてこうしたらもっとよくなるのだという方向性がきちんと出なければ、なかなか、単に数を減らしますよという話ではないですよ。

管理部長) そうですね。

小石委員) やはりそういう機械的なことでは済まないですね。こうしたほうが、教育がよくなるのだ、あるいは芦屋の就学前教育が全体として、こうすることによって充実するという方向性のよなものが出せないといけないですね。

管理部長) そうですね。

教育長) 小石委員がおっしゃったことは、教育委員全員の思いだと思います。就学前教育が充実するという1つの方向性のもとに、

幼稚園の施設とあり方が問われてきていると思います。それを事務局だけで判断するのではなく、市民の皆さんも入っていただき、その方向性のもとにどう持っていったらいいのかをもう1回議論していただきたいと思っています。委員の中に、市職員が1人入っているのも、市としては総合計画の中でこういう位置づけをしていますということを、委員の中から議論もしていただきたいと思っています。

教育委員会の姿勢としては、保護者の思いと費用面をどう両立させるかです。事務局からも、また委員からもそういう議論はしていただけるものと思っています。その辺は、浜風幼稚園のときも同じ思いをしてきました。ですので、ただ単に数だけ減らして帳尻を合わせたらいいというようなことではなく、先に見据えたものが何なのかを市民の皆さんに提示しなければならぬと思っています。

浅井委員) 芦屋市の幼稚園にどうあってほしいかということ、幼稚園に通わせていない家庭の方に聞いてみたいです。こんな幼稚園だったら行かせたいという思いも並行して、聞いていきたいと思っています。現に幼稚園に通う子どもは減っているわけで、個々の家庭のご事情で保育園を選ばれたり、芦屋市外に通われたり等いろいろあります。そういう中で、芦屋市の幼稚園にどうあってほしいかを幅広く、丁寧に聞いていけたらと思います。

教育長) 時間がかかっても、最初にそういうことをきちんと議論しておけば、次のステップの流れが速くなると思います。

小石委員) 単に、お金が大変だから減らすということだけが前に出ると、市民の立場からすれば絶対反対ですよ。そうならないよう

に、きちんとしてほしいと思います。

教 育 長) そうですね。答申をいただける時期はいつぐらいを想定して
いますか。

管 理 部 長) 9月から10月ぐらいにいただけたらと思っています。浜
風幼稚園のときも7か月ぐらいかかっていますので。

教 育 長) 今度岩園が募集しますので、その流れがわかりますし、浜風
の認定こども園が来年開園します。今後その辺りのことも、見
られるかなと思います。

小 石 委 員) 認定こども園の募集はいつ頃から始まるのですか。

管 理 部 長) 先日聞いた話では、9月頃とのことでした。

小 石 委 員) ではもうすぐ見えてくるのですね。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決すること
に御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第22号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) ここでお諮りいたします。

第23号議案「平成27年度教育委員会関係補正予算につい
て」は、3月議会に上程される議案の審議にかかるものですの
で、非公開で行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

あわせて、審議の順番ですが、傍聴者は退席することになり

ますので、報告第15号「芦屋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を審議した後に審議を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めそのように決定いたします。

それでは、日程第2の審議に入ります。

報告第15号「芦屋市学校給食費に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

松 本 委 員) 小学校の給食費は、以前は低学年と高学年で違ったと思うのですが、今回から一律になるということですか。

学校教育課長) これまでは小学校低学年が月額4,060円、高学年が4,080円でした。平均しますと、大体1食当たり246円、1日の単価で1円の差があるかないかぐらいになります。その差をどうするか、学校給食会等でも話をしたのですが、どの児童も6年間給食を食べるという考えでいけば、一律の金額でもいいのではないかとということで金額を同じにさせていただきました。

教 育 長) 今度はお金の徴収方法が変わったのですが、食べない場合や、急な欠席等のお金の集め方について、学校教育課長から説明していただけますか。

学校教育課長) 今回から喫食数になります。当日、例えば風邪で欠席することになりますと、既に給食の食材を発注しております。当日

キャンセル、欠席につきましては対応ができないので、その分は徴収することになっております。

例えば、私事の旅行等で欠席することが前月10日前後からわかっている場合、事前に担任等に報告して、その分を食材の発注時点から減らすという対応で、お金は徴収しないことになります。教職員につきましても同様の対象になります。

インフルエンザ等につきましては、これまでも学級閉鎖2日目以降、キャンセルできる部分につきましては金額を変更するとしております。

アレルギー等で喫食しない児童につきましては、例えば牛乳、あるいはパン代、これらを差し引いた金額を徴収することとしております。

教 育 長) 300人いて1人休んで299人分と300人分の量の差をわけて発注するのは難しいですね。非常に苦勞していただいていると思います。

教育委員会として要望するのは、保護者の方にきちんと、こういう形でお金を集めますということを理解していただくことです。そうしておかないと、何か損したような、取られ過ぎた気持ちになってしまうかもしれません。十分に理解していただくことが必要です。

中学校はそういうことはありますか。潮見中学校に関してはどうでしょうか。

学校教育課長) 潮見中学校に関しましては、10月5日にスタートしまして、10月分の徴収状況について手元に資料がございます。現在、生徒と職員合わせて400人を少し超える人数ですが、そ

のうち20件はまだお支払いがない状況です。これから11月分、12月分と見ていきますが、今回からは学校の先生を通してではなく、市が直接督促等、行っていくことになります。そのあたりをどのように丁寧に保護者に説明していくかが大きな課題であると考えております。

小石委員) それは口座をつくっていないということですか。

学校教育課長) この20件のうち、口座をつくっていない家庭が10件ございます。この10件につきましては、以前より口座をつくっていない、私会計で集めてきた状況です。教材費等を集めたときも、口座をつくっておられない家庭がほとんどであると学校からは報告を受けております。

小石委員) では、その方々には学校に直接持ってきてもらうのですか。

学校教育課長) 学校に直接持ってきていただくか、納付書対応となります。納付書は送付しておりますので。

教育長) 納付書はコンビニでも使えましたか。

学校教育課長) コンビニはまだ対応できておりません。

教育長) できていないのですね。将来的に、コンビニで払えるようになるといいですね。

学校教育部長) それには取り扱いをもう少し増やしていかなければいけないですし、予算もかかります。

教育長) そうですか。

学校教育部長) 先ほどの給食費に関して言うと、学校に持ってこられても、実は学校の先生としても困ります。いわゆる公金になりますので、公金の取り扱いを学校に負わせることはできません。やはり督促状を出して、納付書で納めてもらうことが一番というこ

とになります。

小石委員) そうですね。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

丁寧な取り扱いをお願いします。

〈報告第15号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教育長) ただいまから非公開で審議いたしますので、傍聴者は退席願います。

〈非公開審議〉

教育長) 第23号議案「平成27年度教育委員会関係補正予算について」を議題とします。提案説明を求めます。

管理課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教育長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

ふるさと納税の使い方について、寄附していただく方に関してはいろいろな特典があるわけですが、やはりふるさと納税を通して、見えるものがないのではないかと思います。芦屋市はこういう教育をしていて、こういうことに使いましたということ、ホームページ等でお知らせします。中学校の吹奏楽部は、震災以前の古い楽器で活動していますので、見える形としていいのではないかと思います。

これからもふるさと納税が続いて、ほかにも充当できれば

うれしいですが、第1回目に当たってはより慎重に、担当課が考えてくれたということです。

小石委員) ふるさと納税の場合は何に使ってほしいということが指定できるのですか。

管理部長) はい、できます。

教育長) 細かく何にとまでは言えませんが、学校教育という指定はできます。

浅井委員) 教育費にということで。

小石委員) もちろん、枠は指定できるわけですね。

教育長) できます。

浅井委員) 指定をされてこうなったのですね。

教育長) 芦屋市は、正直に補正を組んで使わせてくれているということで、こうするとよく目に見えますね。

社会教育部長) ふるさと納税を申し込まれるときに、何に使いたいか確認するための一覧表があります。

小石委員) そういうジャンルがきちんとあるのですね。

社会教育部長) はい。使ってほしいところに印をつけていただきます。

学校教育に関する基金というのがありまして、学校図書の実等に活用しますと、一覧表の中でうたっています。そこに印をつけていただくと学校教育に使われることになります。

浅井委員) ありがたいですね。

今回から、ふるさと納税をされた方にプレゼントを贈るという形になったのですね。それも何か、芦屋市の独自性や特色のあるものを選んでくださっていると思うのですが、それが非常にいいと思いました。おいしそうなお肉やお菓子があるのです

ね。その辺で、まちとまちの交流という形になって、大変よいと思います。

小石委員) 市内の人と市外の人割合はどのくらいですか。

教育長) やはり市外のほうが多いですね。

社会教育部長) スポーツの関係も、やはり半分以上の人が市外です。神奈川県や茨城県つくば市、西宮市さん等ですね。

管理部長) この制度はもともと、市外から自分のふるさとに納税したいという趣旨ですので。

小石委員) そこに住んでいる人にとってもふるさとですが、基本はそうですね。あまり都市に税金が集中するからということ。

管理部長) そうですね。自分が生まれ育った田舎に納めたいという趣旨でできた制度です。

小石委員) 自分の住んでいるところにふるさと納税するというイメージが今までなかったのですが、最近そんな話を聞いて、そういうことがあるのかと気がつきました。

教育長) 芦屋市の人が芦屋市にふるさと納税をして、お礼の品を渡しても、決して芦屋市は損しませんので、ぜひしていただきたいですね。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第23号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

<非公開審議 終了>

教 育 長) 閉会宣言